

広報

かわち

人口と世帯  
人口 12,017(+3)  
男 5,710(+3)  
女 6,307(±0)  
世帯 2,622(±0)

(11月1日現在)

発行 河内村役場 編集 総務課広報係 発行日 昭和53年11月15日

1117



## 『事故のない明るい河内村』

交通関係者の必至の努力にもかかわらず続発する交通事故。「非惨な事故を村民総ぐるみの力でなくそう」と、9月27日、県警・竜ヶ崎署・河内村交通安全協議会・公民館の協力で開催された「河内村交通安全対策村民総決起大会」。

当日は親子での参加者が多く、県警プラスバンドの吹奏や子供用電気自動車による安全走行、パトカーに同乗し大喜びの子供たちと“楽しい一日”でした。

村民ひとりひとりが法規を守り、親子手とり合って交通安全を遂行していくことで「非惨な事故のない、明るく楽しい河内村」を築きあげましょう。



## 道路交通法がかわります

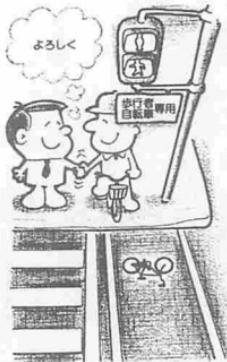


### 歩行者用信号

### に従つて 通行を

自転車は、(歩行者・自転車専用)という標示がある場合、歩行者用信号の指示に従うことになりました。

現在、信号機は、車と歩行者用の二種類で、これまで自転車は車の信号機に従ってきました。



自転車の安全基準が決められました。これまで自転車には、車の車検のようなものではなく、安全基準は野ばなしでした。そこで今、「これだけは、安全運転に必要」という、安全のための最低限の規範がしかれました。

### ブレーキの整備 不良は処罰されます

まず、ブレーキです。ブレーキが無効な自転車ほど、危険なものはありません。時速10キロの速度で、三メートル以内で停止できるブレーキが基準とされるブレーキ不良の自転車に乗つてみると、三万円以下の罰金です。

また、夜間は尾燈か反射器材をつけなければいけませんし、かも百メートル後方から確認できるものでなければ失格です。色は赤色、またはダイタイ色で、後ろから見える場所であれば、大きさや色をつける所は、どこでもかまいません。

自転車の、歩道での通行が制限されます。これまで二輪の自転車だけは、標識のある歩道を通行できました。

ところが最近、自転車を利用する人がふえ、歩行者との接触事故も増加する一方です。そこで、歩道を通行できるのは、次

の条件に合った自転車に限定されました。  
大きさは、長さ一・九メートル以下、幅が六十七センチ以下。  
二人乗り用の座席は「子供用」以外は認められません。この規格内であれば、荷台のついで三輪自転車も通行できます。  
とはいっても、歩道での通行は、中心から歩道寄りを走り、速度は、歩行者にぶつかりそうなるべく、歩行者との距離を離れて、歩道を通行できるのは、次

にならなければなりません。また歩行者がぶつかりそうなるときは、必ず一時停止しなければいけません。

### 歩道では 車道寄りを 徐行して下さい

60cm  
下  
1.9m以上



## 主婦も加入を

国民年金には必ず加入しなければならない「当然加入」と、本人の希望により加入できる「任意加入」のふたつがあります。

## ◎ 当然加入 ◎

当然加入しなければならない人は、他の年金制度に入っ

## 告知板

昭和四十七年に発足した「児童手当法」が十月から一部改正されます。この制度は、十八歳未満の児童を三人以上養っていて、今回の改正で、支給額が次

## 十月から児童手当が変わります

児童手当を受けている人には、年一回、現況届を提出することになっています。また、他の市区町村から転居されたときには、新たに所得の額についての証明

書をもらって、認定請求書といっしょに現在住んでいける市區町村役場へ提出してください。

昭和四十七年に発足した「児童手当法」が十月から一部改正されます。この制度は、十八歳未満の児童を三人以上養っていて、今回の改正で、支給額が次

年金制度に加入しない人は、「厚生年金制度」の加入者とその配偶者（①年金や恩給などを受給できる人とその配偶者）の大学生（②昼間部の大学生）、地方公共団体の議員とその配偶者（③被用者年金制度から老齢年金、障害年金が受けられる人とその配偶者）の被用者年金制度から遺族（④年金が受けられる人）とその配偶者（⑤年金が受けられる人の配偶者）になります。

## ◎ 任意加入 ◎

の大学生」となっています。

ておらず、次の三つのすべてにあればまる方です。るのは次の人々ですが、年齢二十歳から五十九歳まで

の日本国民のうち、(1)日本国内に住所のある人、(2)次の(7)～(9)のどれにも該当しない人、(3)厚生年金制度の加入者とその配偶者（①年金や恩給などを受給できる人とその配偶者）の大学生（②昼間部の大学生）、地方公共団体の議員とその配偶者（③被用者年金制度から老齢年金、障害年金が受けられる人とその配偶者）の被用者（④年金が受けられる人）とその配偶者（⑤年金が受けられる人の配偶者）になります。

本人が希望すれば加入できることはあります。この結果、これまでに差引かれた税額が年税額に比べて多くなることがあります。これが年税額に比べて多くなることは、この税額はあくまでもその月の給料や賞与について計算されたもので、いわば算定払いです。そこで、一年を通じての精算をしなければなりません。これが年末調整です。この調整は、今年最後の給料の支払を受けたとき。

①今年中の出生、結婚、就職などによる扶養親族の増減、②この一年間に支払った医療費を支払った人あるいは、今年初めて住宅取扱控除を受けられる人などは、確定申告によって税金の還付を受けることになります。

部分の方は確定申告をする必要はありません。しかし災害や盗難にあった人、多額の医療費を支払った人は、確定申告によって税金の還付を受けることになります。

（電ヶ崎税務署）

## 無料納税相談を行います

関東信越税理士会電ヶ崎部会では、税務署で実施する「税を知る週間」（十一月十一日から十一月十七日まで）に伴い、次により一日無料納税相談を行います。

（電ヶ崎税務署）

コントロール  
センター開設水戸 (43) 3262  
3263

八月一日。救急医療情報コントロールセンターが開設

▽ センターでは、コンピューターに記録されている中

トロールを行なうことを目的として水戸本部や救急病院等をオンラインで結び、コンピューター処理により、救急医療が必要な情報の収集や提供をすみやかに行なうこととされています。

△ 同センターは、県内の消防署内を受けた方は、センターから示された病院にあらかじめ電話をかけて、診療についての確認をして下さい。

△ ご利用方法▽

▽ 緊急に治療を受けようとする場合に、かかりつけの病院がなかつたり診療を行う病院がわからぬときはセンターに電話で問い合わせて下さい。

お知らせ  
中小企业倒産  
防止共済制度

倒産に追込まれる事態を防止し、その経営の安定に寄与することを目的として、新しく国が創った制度です。

中小企业者の方が取引先企業の倒産により、売掛代金の回収に困難が生じたり、資金繰りが苦しくなり、その結果不幸にして自らも倒産のやむなきに至る例が少なくありません。せん。

△ 中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産の範囲内で、被害額相当の共済金の貸付けが受けられるもの影響を受けて中小企业者が連

△ 中小企業倒産  
防止共済制度

## 食生活のしおり

食欲の秋――  
おすすめしたいさつま芋――

◎ 加入資格：引き続き一年

○ 最近は、太り過ぎを気にす

○ 上以上事業を行なう者で、事業の規模に応じて、新規事業者の方

○ あなたが増え、さほど人気はありませんが、体のためには、

○ ① 工業業：従業員300人以下又は、資本金1億円以下。

○ ② 卸売業：従業員100人以下又は、資本金3千万円以下。

○ ③ 小売・サービス業：従業員50人以下又は、資本金1千

○ 万円以下。

○ ④ 中小企業団体（企業組合・漁業組合等）等です。

○ さつま芋――とくれば、さつま芋はいかが――。

△ 中小企業倒産防止共済制度は、商工会議所・商工会、同連合会等にどうぞ。

○ あなたが増え、さほど人気はありませんが、体のためには、

## 十六 ミリ映写 技術講習会

八月十四日  
国際プロレスのレスラー、  
ラッシャー・木村がサイン会

ため来村。一

## 一度と招くな 交通事故死

九月二十五日  
今年に入り続発した五件の  
死亡事故の死者の冥福を祈る  
と共に、二度とこのような悲  
惨な死亡事故が起こることの  
ないようにとの祈りを込めて  
五件の死亡事故発生場所にお  
いて供養を行なわれ、列席者  
の涙をさそいました。

細谷よしの・岡崎恒夫両氏  
はこの度、公益のため私財を  
寄附し功績顕著なる者である  
として、褒章条例に基づく六  
種の褒章のひとつ「種綬褒賞」  
の栄に浴されました。→

八月二十二・二十三日の両  
日、中央公民館において十六  
ミリ映写技術講習会と映写技  
師の試験が行なわれました。  
今日は、受講者数も二十六  
名を数え盛会でしたが、講習  
会の後行なわれた試験の方も  
受講者二十六名全員が合格と  
いう好成績に終わり、猛暑の  
中、頑張った甲斐があつたと  
感激もひとしおの様子でした。

女性は機械に弱い?  
機械のセットも手際よく→



## 来春までの 「借り住居」へ

八月二十日河内中、九月二  
十日金江津中と相次いで防音  
校舎の起工式を終え、借り住  
居のプレハブ校舎へとPTA  
の皆さんも手伝つての大忙し  
のタお引っ越し。

寒さに負けず勉強に励んで  
下さいネ! /



スポーツの秋。大いに運動  
して体を鍛えるのは大結構  
なことです。が、ルールやエチ  
ケットを守らず他人に迷惑を  
かけるのは真のスポーツと  
はいえません。(写真は甫場  
に打ち込まれたゴルフボール)





